

日本→韓国

ビジネストラック

出国前

日本

- 在京韓国大使館・総領事館にて査証申請（注1）
- 在京韓国大使館・総領事館にて隔離免除書の受領（注2）
- 出国前72時間以内にPCR検査証明の取得

入国時

韓国

- 空港又は臨時検査施設でのPCR検査
- 健康状態質問書・特別検疫申告書・隔離免除書・PCR検査証明の提出
- 自己診断アプリの導入等

入国後

- 隔離免除期間中の公共交通機関不使用
- 活動計画書に基づき滞在先と用務先の往復等に限定
- 隔離免除期間中の健康フォローアップ

帰国前

- 14日間の健康モニタリング
- 出国前72時間以内に新型コロナウイルス検査証明の取得（注3）

帰国時

日本

- 空港での新型コロナウイルス感染症の検査
- 質問票（健康状態等）・誓約書・本邦活動計画書・検査証明の提出
- 接触確認アプリの導入等

帰国後

- 14日間の公共交通機関不使用
- 本邦活動計画書に基づき、14日間は自宅と勤務先の往復等に限定
- 14日間の健康フォローアップ、位置情報の保存

レジデンストラック

出国前

日本

- 在京韓国大使館・総領事館にて査証申請（注1）

入国時

韓国

- 空港での検疫（発熱等の症状がある場合にはPCR検査）
- 健康状態質問書・特別検疫申告書の提出
- 自己隔離者安全保護アプリ又は自己診断アプリの導入等

入国後

- （空港での検疫の際に発熱等の症状がない場合）入国後3日以内に保健所でのPCR検査
- 14日間自宅又は施設での隔離
- 14日間の健康フォローアップ

（注1）査証申請の際に、申請日前48時間以内に医療機関が発給した診断書等の提出が必要。健康状態に関するインタビューも実施。

（注2）隔離免除書は韓国の受入企業・団体等が韓国国内の関係省庁に申請。申請時に活動計画書及び隔離免除同意書等を提出。隔離免除書は発給日から1週間以内に韓国に入国する場合に限り有効。対面での受領が原則であるが、事情に応じてメールでの受領も可。

（注3）日本から渡航する日本人については、韓国滞在期間が14日間以内である場合は日本入国時の検査証明の取得は不要。

※対象者が本邦帰国時に行動制限の緩和を選択しない場合には、現行の水際措置（空港での新型コロナウイルス感染症の検査、質問票の提出、14日間の自宅等待機及び公共交通機関不使用の要請）が適用されるのみ。ただし、在留資格保持者の方の再入国の場合には新型コロナウイルス検査証明の取得が必要。